

1. 応募団体の概要

(1) 応募団体の名称



新潟県 佐渡市

(2) 応募団体代表者氏名

佐渡市長 渡辺 竜五

(3) 応募団体担当部署

佐渡市 社会福祉部 子ども若者課

佐渡市 総務部 総務課 (デジタル政策室)

1. 応募団体の概要

(5) 佐渡市について

基本理念

(佐渡市総合計画)

歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島

～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～

- 本市では、令和4年度からスタートする新たな「佐渡市総合計画」を策定し、上記を基本理念として掲げている。
- 本市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置し、人口は約52,000人（令和4年度現在）、面積は約855km²を有する。離島振興対策実施地域において**国内最大の離島**である。
- 主な地域資源として『トキの野生復帰』『佐渡金銀山が育んだ歴史・文化』を有する。
- 高齢化率は約43%と新潟県内で最も高く、全国平均より約14%上回る。
- 市内に大学が無いことから高校卒業後、若者は市外へ転出する傾向が顕著であるが、一定程度のUターンがあるため、人口構成は20～24歳が最も少ない。
- 課題先進地、『日本の縮図』とも呼ばれる。
- 令和4年5月20日に、内閣府から「**令和4年度SDGs未来都市**」に選定され、『佐渡市SDGs未来都市計画（第一版）』を策定。本計画に基づき、脱炭素社会、資源循環型社会そして自然共生社会を構築し、**持続可能な自立・分散型社会のモデル地域**を目指し、様々な社会課題の解決と地域づくりに取り組んでいる。



「佐渡島の金山」
世界文化遺産
国内推薦決定



基本目標 2

一人ひとりが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくり〔医療・介護・福祉〕

- 本市では「佐渡市総合計画」の施策の一つとして『**子育て支援の充実**』に取り組む。子育て支援サービスの充実や子育て世帯を見守り支える地域づくりにより、安心して子どもを産み、育てることができる社会を目指す。
- 具体的な取り組み施策は下記のとおり。
 - 1.地域における子育て支援サービスの充実
 - 2.子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実
 - 3.配慮を必要とする子ども・家庭への支援

2.実証事業の実施概要

3.本事業で取り組む困難の類型

(1) 佐渡市の現状・課題と実証事業に参画する理由

基本理念 (第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画)

たからじま
子どもが元気な佐渡が島
～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

佐渡市では、令和2年3月に策定した「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」において上記基本理念を掲げ、「**配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり**」を基本目標の1つに定めている。施策の実施にあたっては、地域との結びつきを重視した連携・協働が重要であることから、**当市では「子ども若者相談センター」を中枢に、地域や学校、保育園、幼稚園、医療、保健、福祉等との密接な連携に努めており、実際に相談や通報のあった子どもを支援・保護する体制・仕組みを整備している。**一方で、配慮を必要とする子ども・家庭の把握の方法・手段については、当事者や関係者からの相談や通報を前提としているのが現状であるが、当市に寄せられる養護相談(虐待)内訳は「心理虐待」が47% (令和4年3月)と全体で最も多く、**支援を必要とする子ども・家庭の発見の遅れによる事案の深刻化が課題**となっている。

■ 佐渡市の子ども・子育て支援におけるSOS早期発見とアウトリーチ型支援の重要性

令和4年度(3/1時点)に子ども若者相談センターへ寄せられる相談のうち、養護相談(虐待)の件数は5年前の平成29年度と比較して1.3倍に増加しており、発生事案に見られる特徴と事案の一部を以下に列挙する。

- ① **離島のため、一時保護が必要になった場合に時間的猶予が無い状況に陥る**
例) 幼児の両足大腿骨骨折でドクターヘリによる緊急搬送事案。
→市内で処置、対応が難しい場合、命の危険に直面するケースがある。
地理的ハンデがあるからこそ、事態が深刻化する前の早期発見がより重要である。
- ② **世代や世帯を跨る事案の発生 (縦の連鎖・横の連鎖)**
例) 佐渡市要保護児童対策協議会対象家庭で育った子が親になり親子ともに支援が必要なケース。一度終結になっても再掲になるケース。
→離島という物理的に閉鎖された地理特性の為、家族 (ステップファミリー含む) のかたちとして市内在住者どうしの繋がりで構成されやすく、島全体が市域であることもあり連鎖事案が観測されやすい。**子ども若者相談センターに寄せられる相談の中には、世代を跨る事案【縦の連鎖】だけでなく、現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがああるケース【横の連鎖】も多数見受けられる。**母親の妊娠期など早期段階からの支援により事案を防止することも取り組むべきテーマであると考え。

2.実証事業の実施概要

3.本事業で取り組む困難の類型

③ ケースを追うと、家庭内で経済的問題を抱えている場合

例) 世帯収入が低いケース。世帯収入は一般的でも家計の傾向に問題があるケース。

→**経済的不安による養育環境の悪化が原因となっている場合も、世代を跨る貧困の連鎖**となっているケースが多い。ネグレクト等の問題の長期化を防ぐためには早期のSOSキャッチが必要になる。

④ 言語や文化の違いによる事案

例) 高齢男性と若い外国籍の女性の夫婦のケース。

母親は子どもの養育と夫の介護を同時にこなさなくてはならない状況に陥っているが、言語の壁により支援を求められない状況下にある。

→観光地でもあるため、夜間の飲食店で勤務する人材として外国人女性が移住することも珍しくない。言語の壁や文化・習慣の違いによって、子どもの養育環境が意図せず損なわれている事案では、早期発見とアウトリーチ型の支援が必要になる。

⑤ 支援側の人的リソースの観点から見た早期SOS検知

現状、佐渡市の相談支援業務に正規職員として従事するワーカーは2名と、限られた人員で支援に当たっている。同様の課題は多くの自治体でも直面していると考えられるが、連鎖の切り口で実証事業に取り組み、事案発生リスクを出生前(-1歳)から抑えることで、長期的な目線での支援最適化モデルに挑戦する。

虐待は子どもにとって心身に傷を負うばかりでなく、親や大人への信頼を失い、自己存在の否定に繋がるなど、人格形成に大きな影響を及ぼす。いくつかの要因が重なることで、どこにでも起きうることである。また、経済的不安は親の心の余裕をなくし、当たり前に見える判断もできなくさせてしまう。当たり前に見える判断ができない親の下で育った子どもは、医療、食事、学習、進学などの面で不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せなくなるリスクが高まる。親の余裕の無さから子どもへの虐待のケースも見られ、貧困から虐待への負の連鎖が生まれる状況もある。発生を予防し、重症化や再発を防ぐために、出生前(-1歳)からの親支援、子どもへの支援を切れ目なく行うことを目的として本事業を実施する。

■ 佐渡で検証し全国モデルへ

全国で発生しているものの、自治体という見えない壁で実態が表層化しづらいと考えられる、**困難な状況の世代を跨る事案【縦の連鎖】**や**現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがあがるケース【横の連鎖】**という課題に対して、**島全体＝市域という地理特性の佐渡市だからこそ、自治体内で検証しうる全国的にも数少ない基礎自治体の一つとして本事業の中で挑戦したい**と考える。子どもたちが安心して健やかに成長できることを切に願い、地方公共団体内外の各関係機関と連携しながら、真に支援を必要とする子どもや家庭に対するアウトリーチ型支援に取り組み、**全国で横展開できる佐渡モデルの構築**を目指す。

2.実証事業の実施概要

3.本事業で取り組む困難の類型

(2) 目指す姿

目指す姿

自ら相談機関に出向くことが難しい子ども・家庭に対し、関係機関との密接な連携を活かし持続可能な形で長期的に支援を行う

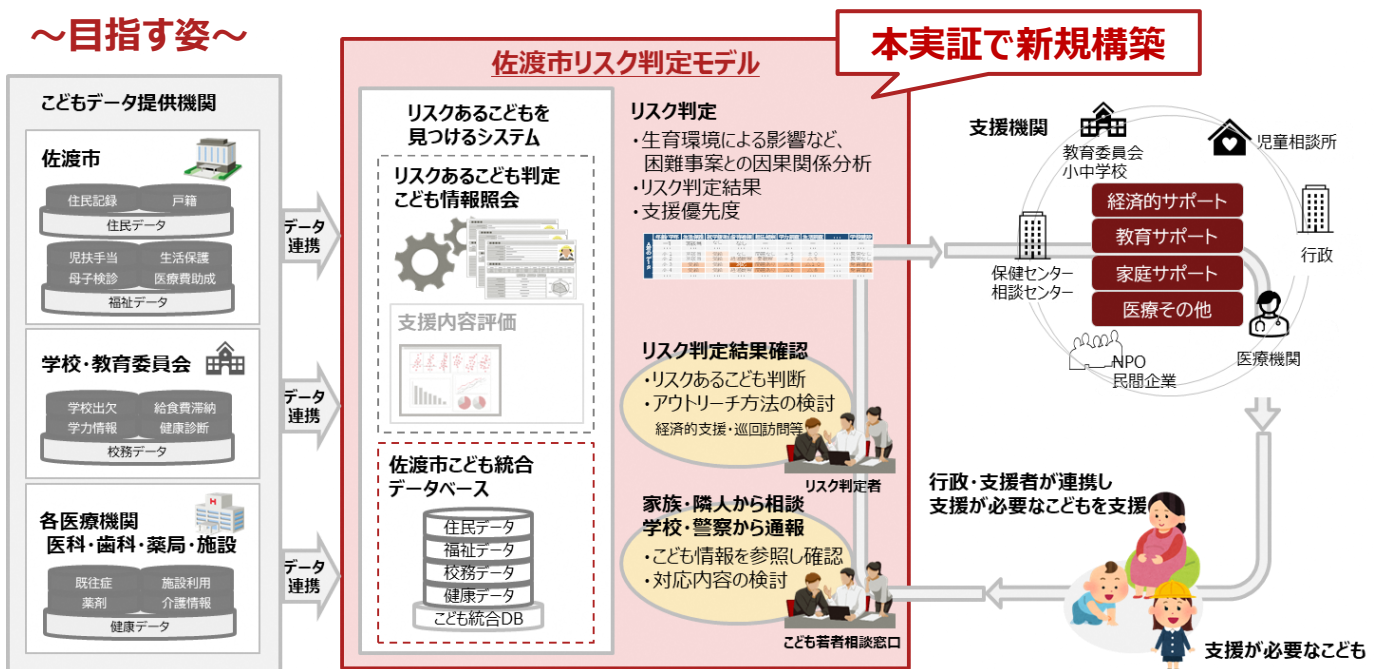
- (1) に記載の課題を踏まえ、佐渡市は、自ら相談機関に出向くことが難しい、子ども・家庭に対して、関係機関（保健・福祉・教育・医療）との密接な連携を活かし、持続可能な形で長期的な支援を実現することに取り組む。
- 特に、**一時保護の迅速な対応／世代間等の関係性や成育環境を考慮したケース対応の必要性は、島全体が市域である佐渡市の特性のなかで顕著に表れており、対応が必要**な重要課題と捉えている。

本実証事業で取り組む範囲

・関連する各データを連携し蓄積する「**こども統合DB**」の構築と活用
・支援度リスク判定モデルの構築及びアウトリーチ型支援

- 今回の実証事業の中では、家庭・生活・福祉・医療等の連携データを蓄積し分析する「**こども統合DB**」を構築する。構築したDBを活用し、佐渡市リスク判定モデルにより、「支援の優先度」と「支援内容」を判断して、関係機関と連携した適切なアウトリーチ型支援に取り組む。
特に、佐渡市の特性も踏まえ、「**縦の連鎖（困難な状況の世代を跨る事案）**」「**横の連鎖（現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがあるケース）**」をポイントとした分析や支援に取り組む。

～目指す姿～



目指す姿の実現に向けて、本実証事業にとどまらず、**実証事業結果をふまえた目指す姿とのギャップを埋める方法を自治体システム標準化も見据えながら検討**していく。

2.実証事業の実施概要

3.本事業で取り組む困難の類型

(3) こどもデータ連携事業概要

本事業の概要（ポイント）

1 家庭・生活・医療・福祉等のデータを連携した「こども統合DB」の活用により、リスクレベルに応じた支援判断を実施

佐渡市内外が保有する家庭・生活等のこども関連データの連携に加え、市内民間事業者が運営する総合医療介護連携システム^{*1}に蓄積されたデータの参照により、医療も含めたより多角的な観点から潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握を目指す。

2 佐渡市発生事案における「縦の連鎖」「横の連鎖」の特徴を踏まえたデータ収集、連携と分析

特徴である「縦の連鎖（困難な状況の世代を跨る事案）」「横の連鎖（現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがああるケース）」に着目し、データ収集・分析の観点に加えることで、よりはやくリスクのあるこども・家庭の検知と支援に繋げる。

3 佐渡市の特徴を踏まえ、地域との結びつきを重視した様々な取り組みの立ち上げによる適切なアウトリーチ型支援を実現

ケースワーカーの人的リソースに限られる中で、佐渡市の特徴をふまえ、地域との結びつきを重視しながら関係機関と連携し、各種支援策の検討を行う。

^{*1} 総合医療介護連携システムの補足説明はp.11参照。

上記内容を前段／後段の取り組みとして以下の通り実施する。

実証項目【特徴、新規性、独自性】

①前段の取り組み

- ・ 困難の類型として、虐待に加えて貧困を対象に部局間データ連携に取り組む
- ・ 収集したデータ項目の分析においては、「縦の連鎖（困難な状況の世代を跨る事案）」「横の連鎖（現況世帯は異なるがジェノグラムを辿ると繋がりがああるケース）」という観点も含める
- ・ 地方公共団体外とのデータ連携として、市内民間事業者による総合医療介護連携システムのデータを一部参照し、数年にわたる経過もみながら潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握に取り組む

②後段の取り組み

- ・ 地方公共団体外の支援組織を含む関係機関との連携により、多角的アプローチでの適切な支援方策を検討する
- <取り組み案（例）>
- ・ こどもの居場所確保に向け、市内民間事業者が提供する「こども第三の居場所」との連携等による重点的アプローチを実施する
 - ・ 出生前（-1歳）からの重点的なアプローチにより切れ目のない支援を行い、困難が発生する前に効果的な予防を目指す
 - ・ 支援を活用しやすいように、支援情報とのタッチポイントを増やす

2. 実証事業の実施概要

3. 本事業で取り組む困難の類型

(3) こどもデータ連携事業概要（続き）

実施スケジュール

令和5年度は前段の取り組みを中心に実施する。実施スケジュールは以下の通り。

実施内容		令和5年度				
		1Q	2Q	3Q	4Q	
マイルストーン		★契約、PJ開始 ★採択団体の内定	こども家庭庁への事業実施状況の報告（毎月2回以上）	★報告書提出（中間）	★報告書提出（最終）	
前段の取り組み	関係部門・団体・ベンダとの協議	事業協議・計画説明				
	テスト環境構築（テストデータ）		統合DB・BIプロト構築 & 佐渡市確認			
	現地環境構築	連携データ（各業務システム所管課にて抽出）		事前データ確認	名寄せ方法の確認	
		ネットワーク環境設定			設定作業	
	サーバ等環境構築		サーバ事前構築（社内）	サーバ現地構築	現地データ投入	
	実証				実証実施	
報告書作成			執筆		執筆	

後段の取り組みについては令和6年度を予定している。

想定スケジュールは「16. 令和6年度の実証事業計画（予定）」に記載の通り。

4. 2 – 1 (3)項のうち、どのケースを検証するのか

(1)

佐渡市では、2 – 1 (3) 項番のうち、【前段の取組】の**A、B両方の困難の類型を選択し、C**に取り組む。

また【後段の取組】の**D、E両方**に取り組む。

◆前段の取組み：データ連携により潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する取組

前段の取組みでは、**虐待**の困難の類型等について、部局間、および児童相談所とのデータ参照（要保護児童等共有システム等）および市内民間事業者が管理する総合医療介護連携システムのデータ参照に取り組む。また、**貧困**の困難の類型等について、部局間でのデータ連携に取り組む。**虐待・貧困以外の困難の類型（不登校・ヤングケアラー・産後うつ・発達障害）**については連携データの状態（データ量やデータ品質等）を確認した上で、取組み可否を判断する。

[凡例] ◎：佐渡市の取り組む対象

○：連携データ量と状態を確認した上で取組み可否を判断する類型

	虐待	いじめ	不登校	ヤングケアラー	その他の困難の類型				
					貧困	高校中退	非行	産後うつ	発達障がい等
A	◎		○						
B					◎				○
C	◎			○				○	○

◆後段の取組み：地方公共団体内・外の支援組織につなぐ取組

後段の取組みでは、前段の取組みであるデータ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該の子どもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体内組織（地区保健師や佐渡市要保護児童対策協議会等）に加え、地方公共団体外の支援組織である「子ども第三の居場所」と連携し、適切な支援を策定するために、各関係機関にて提供可能な支援内容と、支援が必要な子どものニーズを照らし合わせ、アウトリーチ型の支援を本事業で取り組む。

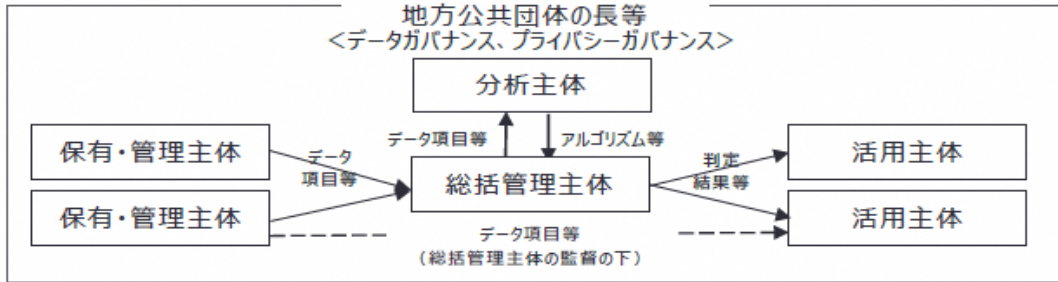
[凡例] ◎：佐渡市の取り組む対象

	地方公共団体内の組織				地方公共団体外の組織	
	児童福祉局	市区町村子ども家庭総合支援拠点	学校	教育委員会等	NPO等	民間団体等
D	◎	◎	◎	◎		
E						◎

5.参加関係者の体制、役割等がわかる全体像

(1) データを取り扱う主体の整理・役割分担

本実証におけるデータの流れとデータを取り扱う主体は、デジタル庁が作成した実証事業ガイドライン（データを取り扱う主体の整理・役割分担）に基づく。



データの流れとデータを取り扱う主体
(デジタル庁作成実証事業ガイドライン 21年12月より抜粋)

また、本実証における参加関係者および役割は次項記載の通り。

なお、参画事業者、関係機関からは事業参加の承諾を得ており、本事業を実施するための連携・協力体制を構築している。

5.参加関係者の体制、役割等がわかる全体像

本実証でデータを取り扱う主体一覧（参加承諾済関係者一覧）

主体	組織名	主な役割	備考
総括管理主体	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課	データ項目の選定、分析手法の検討、データ管理手法の検討、判定、アウトリーチ型支援に向けたデータ利用、管理等。	本実証では、総務部総務課デジタル政策室との連携体制の下推進。
分析主体	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課 (子ども若者相談センター)	データ分析、早期発見ロジックの作成等。	本実証では、参画事業者へ委託、および総務部総務課デジタル政策室との連携体制の下推進。
保有・管理主体	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	必要なデータの特定・抽出・提供、データの取得・提供方法の整理等。	【取得データ例】 相談記録、児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成 等
	佐渡市 社会福祉部 社会福祉課		【取得データ例】 生活保護、障がい者福祉、障がい者(児)通所支援 等
	佐渡市 社会福祉部 高齢福祉課		【取得データ例】 介護手当 等
	佐渡市 市民生活部 市民課		【取得データ例】 住民記録
	佐渡市 市民生活部 健康医療対策課		【取得データ例】 母子保健、健診・医療情報 等
	佐渡市 市民生活部 税務課		【取得データ例】 市民税、収滞納 等
	佐渡市教育委員会 教育総務課		【取得データ例】 学齢簿、就学支援、学校給食費管理、アンケート情報 等
	佐渡市教育委員会 学校教育課 (小・中学校含)		【取得データ例】 児童相談記録
	新潟県中央児童相談所佐渡駐在所		【取得データ例】 自立支援 等
	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会		【取得データ例】 処方歴、検査データ等の医療介護情報
一般社団法人 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会			
活用主体	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	総括管理主体より提供を受けた情報を一助として、対象者のアセスメントおよびアウトリーチ型支援を実施。	
	佐渡市 社会福祉部 社会福祉課		
	佐渡市 市民生活部 健康医療対策課		
	佐渡市教育委員会 学校教育課 (小・中学校含)		
	佐渡市教育委員会 社会教育課		
	新潟県中央児童相談所佐渡駐在所		
	佐渡市要保護児童対策協議会		
	一般社団法人 潟上未来会議		こども第三の居場所を運営する市内民間事業者

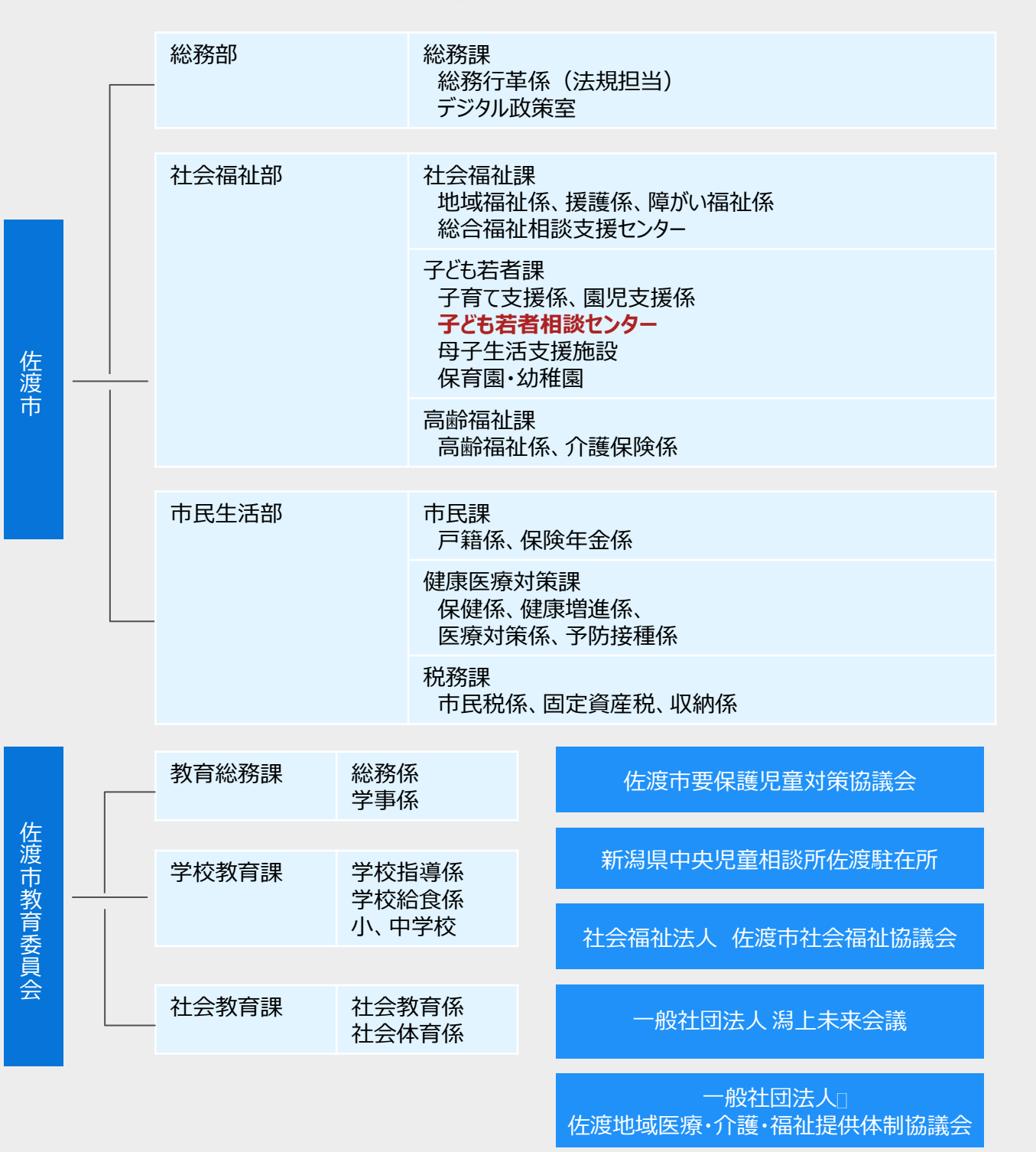
5.参加関係者の体制、役割等がわかる全体像

(2) 実証事業の推進体制

子ども若者相談センターを中枢に関係機関（地方公共団体内外含む）と連携する。

有識者（p.22参照）

定期的な打合せによる相談 ↑ ↓ 定期的な打合せによる助言



6.実証事業で連携するデータ項目

「利用データ項目」の選定について

家庭・生活・医療・福祉に関する連携データ項目を選定するにあたり、連携対象となったデータ項目に優先度をつけて整理した。

潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握するため、各データの必要性や優先度については、子どもの虐待や貧困問題に詳しい有識者の方々から助言をいただいた。

職員が残した備忘録や振り返り等のケース記録は貴重な情報であると共に、子どもや家庭内の変化を捉えるためにはデータを履歴で管理し（ロングスパンデータ）、その経過を分析対象とすることが大切であると考え。本事業では、虐待や貧困等の困難な状況の連鎖に着目するため、親世代の情報も含めたロングスパンデータ【縦の連鎖】やステップファミリーを含む家族構成の変化【横の連鎖】の情報も収集・分析対象とする。

連鎖を未然に防ぐという観点において、出生前（-1歳）からフォローが必要な世帯もあるため、妊娠届や妊婦健診に関する情報も連携データの対象とする。

また、市内民間事業者が運営する総合医療介護連携システム(※)の参照において、「通院が必要であるにも関わらず、定期的な受診が滞っていないか」「介護が必要な祖父母をもつ家庭の状況把握」などの観点で、分析対象とするデータ項目の選定を行う。

佐渡市では、2-1(3)項番のうち、【前段の取組】の**A、B両方の困難の類型を選択し、C)**に取り組む。

連携データの選定にあたっては佐渡市庁内で保有するデータ（【前段の取組み】A）だけでなく、教育委員会・新潟県中央児童相談所佐渡駐在所・市内民間事業者とも連携し（【前段の取組み】C）設定したユースケースを実現する。

佐渡市庁内で所有するジェノグラムや経過記録（Excel・Word文書）についても、困難を抱えている懸念のある子どもをデータ分析により抽出した後、人により更なる絞り込みを行う工程で必要に応じて活用する。

※『総合医療介護連携システム』について

佐渡市内の病院・医科診療所・歯科診療所・調剤薬局・介護福祉施設及び新潟市内の一部の病院をネットワークで双方向に結び、患者の本人同意の下で情報を互いに共有することで、「受診歴」「治療内容」「処方歴」「検査内容」等を把握して、安全な医療・介護を提供し、状態に合わせて利便性の高い施設で医療・介護を受けることができる環境を目指した、一般社団法人 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会が運営する総合医療介護連携システム。平成25年に稼働し、令和5年3月現在の患者同意数は17000以上。電子カルテ導入病院ではシステム自動連携が実施されているが、電子カルテの導入有無に依存せず利用可能。

6.実証事業で連携するデータ項目

(1) 佐渡市が所有する庁内データを活用し、「家庭環境」「福祉」に関する情報を取得し活用する。

※【前段の取り組み】A)

1) 家庭環境に関する情報

	情報名	主な連携項目	目的
1	住民記録	世帯情報 DV情報	世帯基本情報として活用。

2) 福祉に関する情報

	情報名	主な連携項目	目的
1	児童手当	支給区分 認定年月日	[貧困] 家庭に収入が入る時期を把握。 ※手当支給日前は、経済的困窮に陥り、家庭の中で何らかの異常が起きる可能性あり。
2	児童扶養手当	支給区分 認定年月日 児童障がい有無 診断書区分	
3	こども医療費助成	受給区分	
4	ひとり親家庭医療費助成	資格状態 認定日	
5	生活保護	相談情報 保護決定情報 訪問活動	[貧困] 生活困窮の状況を把握。 必要に応じて、自立支援事業の情報も取得する。
6	障がい者(児)通所支援	支給開始・終了日 利用者負担金 支給量	[貧困・発達障がい] 生活困窮の状況を把握。

6.実証事業で連携するデータ項目

つづき（2）福祉に関する情報）

	情報名	主な連携項目	目的
7	母子保健	妊娠届出 妊婦健診 こども健診（〇歳 児健診等）	[虐待・貧困] 適切な生育が行われているかを 判断。 出生前（-1歳）からフォローが 必要な家庭を把握。
8	健診・医療情報	健診結果 これまでの病名 薬の内容 検査結果 生活上の注意点 ADL 社会・生活環境 状態変化 保健師メモ	[虐待・貧困・発達障がい・産後 うつ・ヤングケアラー] 適切な生育が行われているかを 判断。 本人及び家族の健康状態だけで なく、介護が必要な家族の有無 など家庭環境についても把握。
9	子ども・子育て支援	園の事業所名 認定申請状況 実施開始日 実施終了日 保育料滞納情報	[虐待・貧困] 適切な成育が行われているかを 判断。 保育料滞納情報から経済的困 窮の把握や、他データとの組み合 わせによる片働き世帯の通園状 況等を把握。
10	障がい者福祉	障がい手帳等級 支給手当額	[虐待・貧困・発達障がい] 困難な状況にある親、こどもが家 庭にいるかを確認。
11	介護保険	介護手当	[ヤングケアラー] 家庭内の要介護者を把握。住 民記録等のデータと組み合わせる ことでヤングケアラーが把握で来る可 能性あり。

6.実証事業で連携するデータ項目

3) 税・保険料に関する情報

	情報名	主な連携項目	目的
1	市民税	所得情報	[貧困] 市民税非課税世帯を把握。 滞納情報より生活困窮状況を把握。 経済的困窮は、家庭の中で何らかの異常が起きる可能性がある。
2	収滞納	滞納情報	

4) 未就学児の通園に関する情報

	情報名	主な連携項目	目的
1	保育園・幼稚園・認定こども園の通園情報	通園情報 保健記録 発達記録 園児台帳 保護者連携	[虐待・貧困・発達障がい] 園の出欠席や職員が残したメモ情報から、こどもの家庭の変化を把握。

6.実証事業で連携するデータ項目

(2) 佐渡市庁外の地方公共団体が所有するデータを活用し、「教育」「福祉」に関する情報を取得し活用する。

※【前段の取り組み】C)

1) 教育に関する情報（教育委員会と連携）

	情報名	主な連携項目	取得先	目的
1	校務支援	出欠・長欠 成績変化 発育測定 生徒アンケート 教師気付き	教育委員会	[虐待・貧困・不登校] 出欠席や職員が残したメモ情報より、こどもの家庭の変化を把握。
2	学齢簿	児童生徒氏名 保護者 就学履歴 特別支援 不就学	教育委員会	[虐待・貧困] 適切な生育（義務教育）が行われているかを判断。

2) 福祉に関する情報（児童相談所と連携しデータ参照）

	情報名	連携項目例	取得先	目的
1	児童相談	児童相談 経過記録 里親管理 一時保護 施設入所	新潟県 中央児童相談所佐渡駐在所	[虐待・貧困・不登校・発達障がい] 相談記録を分析（相談記録に残されたメモ情報は、こどもの状態を把握する重要な情報となる）。 相談履歴より連鎖を分析。

6.実証事業で連携するデータ項目

- (3) 市内民間事業者が管理するデータを活用し、「医療」に関する情報を参照し活用する。
 ※【前段の取り組み】C)

1) 医療に関する情報（総合医療介護連携システム）

	情報名	管理項目例	取得先	目的
1	医療介護情報	健診結果 これまでの病名 薬の内容 検査結果 生活上の注意点 ADL 社会・生活環境 状態変化 介護情報	一般社団法人 佐渡地域医療・ 介護・福祉提供 体制協議会	[虐待・貧困・ヤングケア ラー・発達障がい・産後うつ] ・定期的な受診が必要であるにも関わらず、受診されていない場合は経済的困窮の可能性あり。 ・世帯の医療情報を確認することで、ヤングケアラーの発見に繋がる可能性あり。 ・電子カルテから連携された検診データ(画像含む)から外傷の把握に繋がる可能性あり。

6.実証事業で連携するデータ項目

(4) 人により更なる絞り込みを行う工程で、電子データ（Excel、Word）で所有する情報を活用する。

1) 福祉、家庭環境、教育

	情報名	主な参照内容	取得先	目的
1	相談記録 経過記録	相談者 対象者 相談主訴・目的 対象者状況 対応内容	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課	[虐待・貧困] 相談記録を分析（相談記録に残されたメモ情報は、こどもの状態を把握する重要な情報となる）。相談履歴より連鎖を分析。
2	ジェノグラム	家族情報 児童情報 ケース概要 収集情報	佐渡市 社会福祉部 子ども若者課	[虐待・貧困] こどもの家庭の変化を把握。横の連鎖（佐渡市は市内在住者の繋がりで世帯が構成されやすい）や縦の連鎖（世代間連鎖）を分析。
3	こどもアンケート情報	主訴 アンケート内容 経過記録 支援内容	教育委員会	[虐待・貧困] こどもの家庭の変化を把握。（学校でこどもからとったアンケート情報）

2) 教育に関する情報

	情報名	主な連携項目	取得先	目的
1	就学援助	児童生徒氏名、 就学世帯、 受給開始・終了日 所得情報 税情報	教育委員会	[貧困] 生活困窮の状況を把握。
2	学校給食費管理	児童生徒氏名 納付義務者 未納・督促・催 交渉記録	教育委員会	[貧困] 生活困窮の状況を把握。

7.実証事業で連携するデータの取得方法及び管理方法

(1) データ取得方法

■ 本実証における連携データの取得方法

- データ保有・管理主体より提供を受けたデータを、新たに構築することも統合DBへ登録し、一元管理する。
- データ保有・管理主体より提供を受ける際は、法令に基づき利用目的の特定において整理すべき事項を整理の上、CSV形式等でデータを抽出しこども統合DBへ格納する。
- こども統合DBは、佐渡市の基幹系ネットワーク下に構築する。
- 市内民間事業者が管理する医療介護情報の利用に当たっては、保有・管理主体よりあらかじめ本人同意の上、外部提供先を公表する。

(2) データ管理方法・安全管理措置

- 総括管理主体の責任の下、連携に必要なデータの提供を保有・管理主体に求める。
- 総括管理主体の責任の下、連携されたデータを適切に組み合わせ、本実証の中で連携対象項目を必要最低に定める。
- 総括管理主体の責任の下、個人情報等の適正な取扱いの確保について、分析主体、活用主体に検討指示する。
- 総括管理主体は、各関係主体の個人情報に関する取扱い遵守状況を確認し、アクセスログ等も踏まえて監督し、必要に応じて改善を指示する。
- 個人情報を含むデータ流出等の事案が生じた場合、速やかに各関係主体から総括管理主体へ報告する。また、総括管理主体より総務課を通じて個人情報保護委員会へ報告する。
- 個人情報を含むデータ流出等の事案が生じた場合、データの管理状況等をCISO(副市長)へ直接報告し、あわせて本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する。

(参考)

[デジタル庁作成実証事業ガイドライン 21年12月](#)

8.実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い

(1) 実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方

実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）に従い、実証を進める。

①「利用データ項目」の選定

先行団体の事例および有識者のアドバイスをもとに、利用データ項目の候補を選定し、佐渡市および各関係機関におけるデータの保有状況とデータの取得可能性を確認する。特に、データの取得可能性については、保有する情報が電子化されているかに加えて、職員がオンライン画面等から抽出可能な状態にあるかを確認する。具体的には、抽出件数の上限等の制約の有無や、複数のシステムからデータを抽出した際に、名寄せ等を行うことが可能であるかといった観点での確認を行う。

連携元システムから抽出したデータを、こども統合DBに格納するにあたり、地方公共団体情報システムの標準化対象事務に係る基幹業務システムのデータ項目については、標準仕様を考慮した形でデータ項目を決定する。

データ保存期間については、前述のデータの取得可能性の検討の段階において、連携元システムにおける保存期間を一覧で可視化することとする。一方で、本実証において、こども統合DBに格納するデータの保存期間は2カ年とし、実証終了後に消去するものとする。

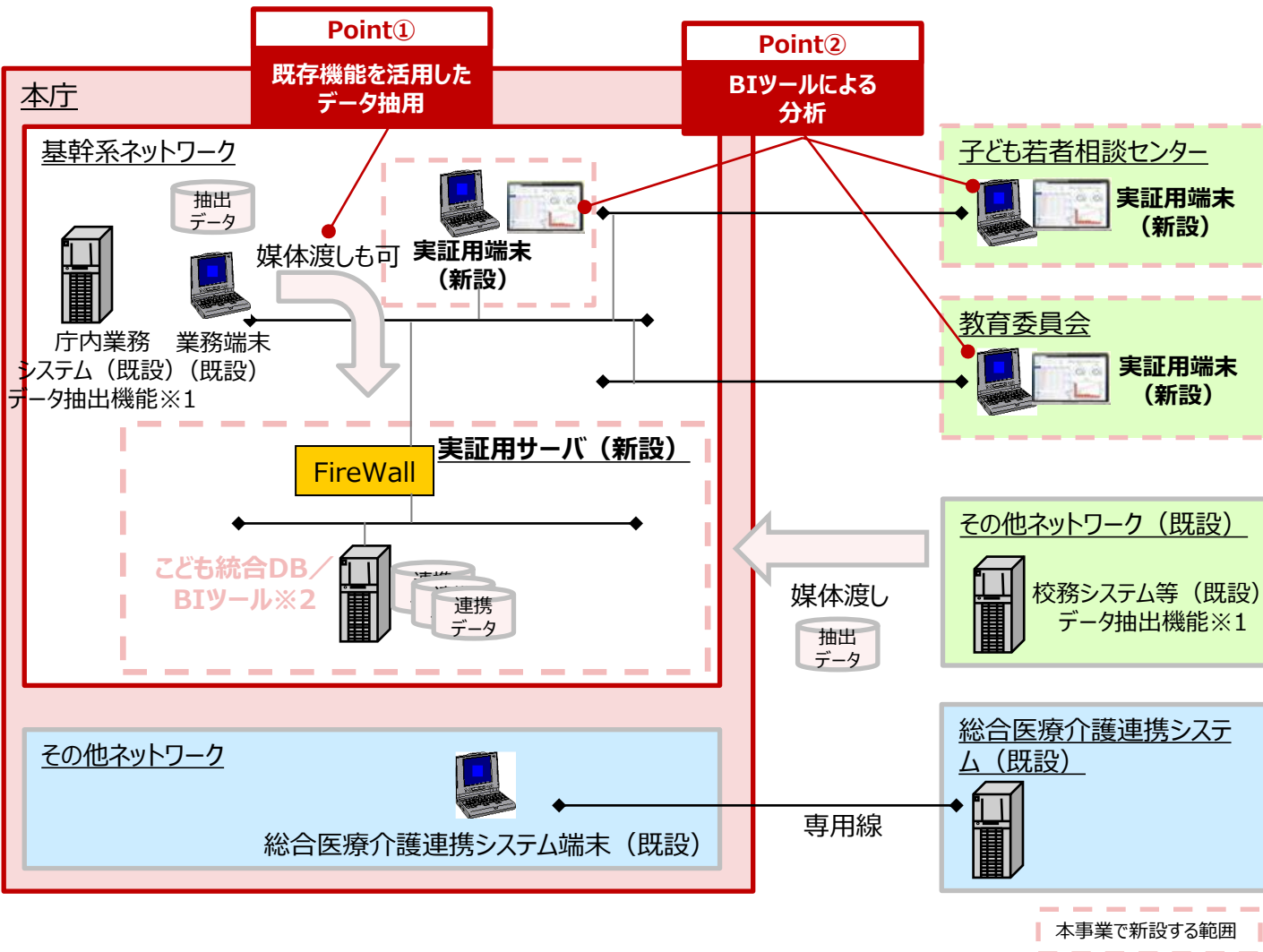
② 個人情報の取り扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロール）

実証で構築するこども統合DBは、個人情報を扱うシステムとなるため、庁内へのサーバ設置を前提し、個人番号利用事務系ネットワーク内での管理とする。こども統合DBを利用する各関係機関は、各拠点から、個人番号利用事務系ネットワークを介してアクセスを行う。加えて、実証用のサーバ機器にアクセス可能な端末は、実証で用いる端末のみとなるように、ファイアウォールによる通信制御を行うことでセキュリティを確保する。

9.実証事業で使用するシステム等の構成図

- ・庁内の各システムからのデータ収集は、既存の業務システムで保持しているデータを使用することで、職員および関係機関の負担等を最小限とする。
- ・既存の業務システムで保持しているデータの収集方法としては、データ連携の仕組みを新たに構築するのではなく、既存の業務システムが有しているデータ抽出機能（※1）を最大限に活用する。
- ・こども統合DBに格納したデータは、基幹系ネットワークを介して、各拠点の実証用端末から閲覧可能とする。データの閲覧は、BI（ビジネスインテリジェンス）ツール（※2）が提供するダッシュボード画面から行い、現場職員の視点に合わせた分析ダッシュボード画面を検討する。

- ※1 職員が、業務システムのオンライン画面から抽出条件を指定し、データを抽出するもの
- ※2 集めたデータを、グラフやマップ表現等を用いて分析し、意思決定に役立てる仕組み



10-1.実証事業で連携するシステム開発・運用事業者並びに支援団体等、関係機関等を含む実証事業の実施体制

(1) 参画事業者及び、関係機関について

◆システム開発・運用事業者

No	団体	役割
1	富士通	契約窓口・報告書のとりまとめ
2	富士通Japan株式会社	プロジェクトマネジメント こども統合DBおよび本事業に関する仕組みの構築
3	佐渡市のデータ連携元システムの運用保守事業者	[データ連携元システムの運用保守事業者] こども統合DBの構築にあたりネットワークの変更作業等 およびデータ連携元システムからのデータ抽出にかかるQA 等の支援

◆協力いただく支援団体（関係機関）

P9参照

10-2. 参画有識者



氏名 (ふりがな)	武田 信子 (たけだ のぶこ)
所属・役職	一般社団法人 ジェイス代表理事 臨床心理士
専門的知識 その他の知見など	<p>元武蔵大学教授。東京大学非常勤講師、トロント大学大学院ソーシャルワーク研究科・アムステルダム自由大学大学院客員教授等歴任。</p> <p>心理、福祉、教育の観点から、体と心と脳のウェルビーイングな発達を保障する養育環境の実現とマルトリートメントの予防のために、対人援助職の専門性開発に力を注ぐ。</p> <p>全国で子育て支援、コミュニティワーク、子どもの権利関連の講演や研修多数。</p> <p>『やりすぎ教育』（ポプラ新書）、『子ども家庭福祉の世界』（有斐閣、共編）、『教育相談』（学文社、編著）、『貧困と幸せを考える』（「世界の児童と母性」Vol.79）、『ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック』（明石書店、監修・監訳）、『社会で子どもを育てる』（平凡社新書）等著書多数。メディア出演多数。</p>
本事業での役割	長年こどもの養育環境の改善に取り組んできた知見から、システムで発見されたこどもや家庭の情報を分析し、適切な支援につなぐ検討を行う。支援に繋ぐフローのデザイン等の助言を行う。

1 1. 発見したこどもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例

(1) 方法

システムで発見されたこどもや家庭の情報は、将来的に下記2つの利用法を想定している。

一括 検討

【定期的な集団スクリーニングによる能動的リスク判定】

- 4～5月など年度が切り替わり、多くのこどもや家庭の環境が切り替わったタイミングでこどもや家庭の情報を一括抽出する。
- 抽出したリストについて、後述の「(2) 体制」の関係組織によって行う庁会議体等に向け、支援要否及び支援施策を検討する。

個別 検討

【個別事象をトリガーとした判定】

- 特定のこどもや家庭について、一見して明確に支援が必要とまでは判断できないもの支援要否の検討があると考えられる場合に、個別にシステムの判定にかける。
- システムによる判定を補助情報として、要否を検討する。

本実証では、実証期間中に上記の「一括検討」のシミュレーションとして判定を実施する。

1 1.発見したこどもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例

(2) 体制

検討は主に地方公共団体内外の以下の関係組織にて会議などを通じて行う。

区分	組織名		通常の役割	本検討作業上の役割
地方公共団体内 ／ 後段の取組・D関連	佐渡市	社会福祉部 子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	<ul style="list-style-type: none"> 窓口である子ども若者相談センターを中心に支援を行う。 佐渡市要保護児童対策協議会の事務局も担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の中心となる課。 一括判定の結果を関係各課に提供する。 個別判定の結果に基づき支援実施の働き掛けを行う。
		社会福祉部 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じて、全戸訪問や教育相談、適応指導教室等の支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別判定の結果に基づき支援実施の働き掛けを行う。
	市民生活部 健康医療対策課			
	佐渡市教育委員会	学校教育課 (小・中学校含)		
		社会教育課		
団体外 ／ E関連	新潟県中央児童相談所 佐渡駐在所		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体内の関係組織と連携して支援を行う。 	
	佐渡市要保護児童対策協議会			
	一般社団法人ジェイス 代表理事 武田信子氏		—	

備考：支援方策の主な類型

地方公共団体内の関係組織が通常の役割の中で行う施策は上記の他に以下のようなものがある。

<主な相談支援>

- ・家庭児童相談 ・就学相談 ・教育相談

<主な経済的支援> ※相談支援を通じて受給漏れ等を防ぐ。

- ・児童扶養手当 ・出生祝金（子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業）
- ・多子世帯成長出産祝金

1 2. 支援が必要であると判断したこどもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例

(1) 支援方策についての基本的な考え方

本実証では、特に

- ・縦の連鎖の有無（困難な状況の世代を跨る事案及びそのリスク）
- ・横の連鎖の有無（ステップファミリーにおける困難な状況の発生事案及びそのリスク）

という2つの切り口で支援対象となるこどもや家庭を発見するとしているところ、それぞれの切り口に対して、以下のようなアプローチを特に重視するものとする。

「縦の連鎖」に関する対応方針

- ・ 親世代等の困難な状況に着目することで、より重点的な支援をすることが望ましいこどもや家庭を早期に発見することが期待される。



【出生前（-1歳）からの重点的なアプローチ】

- ・ 早期に発見したという利点を活かし、出生前（-1歳）からの切れ目のない支援を実施することで、困難が発生する前に効果的に予防することを目指す。

「横の連鎖」に関する対応方針

- ・ 虐待・貧困等、新しい家族での困難な状況の連鎖や環境変化による心理的ストレスによって、こどもが家庭に居づらくなるという状況が少なからず発生し得る。



【こどもの居場所確保への重点的なアプローチ】

- ・ これらの場合には、家庭以外のこどもの居場所を確保することが有効であり得る。
- ・ このため市内民間事業者が提供する「こども第三の居場所」との連携等を行う。

以降において

- ・出生前（-1歳）からの重点的なアプローチ
- ・こどもの居場所確保への重点的なアプローチ

のそれぞれに対する具体的な施策の例を示す。

1 2. 支援が必要であると判断したこどもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例

(2) 出生前 (-1歳) からの重点的なアプローチの例

こどもの発達段階に応じて以下のような施策を行う。なお、発達段階に応じた施策であると同時に、後述の「こどもの居場所確保」の役割を果たす施策の例は、こちらに含めて記載している。(末尾★が該当)

出生前
(-1歳)
～
出産・産後

- 伴走型相談支援として妊娠届出時や産婦訪問時等に、保健師や助産師等が面談や情報提供を行う。
※令和5年度予算成立を前提とする。
- 市が行うプレママ教室へ案内、活用を促す。



未就学児

- 伴走型相談支援として情報提供を継続して実施する。【再掲】
※令和5年度予算成立を前提とする。
- 各種健診への個別の受診勧奨を含む、重点的なコミュニケーションを実施する。
- 市にて対象の家庭に対し養育支援訪問を行う。
- 就学相談を実施する。
- 保育園・認定こども園・幼稚園へ通園している未就学児の場合は、施設と協力し、対象のこどもの様子や登園状況に関する情報交換、コミュニケーションを行う。
- 市の子育て支援センター（9カ所）の活用を促す。★



小学生
以上

- 学校と協力し、対象のこどもの様子や登校状況に関する情報交換、コミュニケーションを行う。
- 教育相談を実施する。
- 児童クラブ（学童保育、令和5年度新設1カ所を含め市内13カ所）の活用を促す。★
- 小・中学校に配意されたスクールカウンセラーによる支援を行う。
- 必要に応じて、市が運営する適応指導教室こども・若者の居場所づくり事業事業を活用する。★

※出生前 (-1歳) からの重点的なアプローチは、基本的に地方公共団体内における後段の取り組み (D) に相当するものを想定している。

1 2. 支援が必要であると判断したこどもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例

(3) こどもの居場所確保への重点的なアプローチの例

こどもや家庭の状況を鑑み、以下のような施策を行う。

地方公共団体内の支援方策 (D)

- 市の母子生活支援施設を活用する。
※発達段階に応じた「こどもの居場所確保」の役割を果たす施策の例は「(2) 出生前 (-1歳) からの重点的なアプローチの例」に記載。

地方公共団体外と連携した支援方策 (E)

- 市内民間事業者が提供する「こども第三の居場所」との連携等を行い、積極的な利用を、こどもや家庭に案内する。
- 新潟県中央児童相談所佐渡駐在所と連携し、必要な措置を取る。
(特に一時保護・施設入所等以降の施策に関して)

1 3 . 上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について

以下の役割とする。

区分	組織名	通常的作用	本支援上の役割	
地方公共団体内 ／ 後段の取組・D関連	佐渡市	社会福祉部 子ども若者課 (子ども若者相談センター、保育園等含)	<ul style="list-style-type: none"> 窓口である子ども若者相談センターを中心に支援を行う。 佐渡市要保護児童対策協議会の事務局も担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な子どもや家庭に対して、「出生前(-1歳)からの重点的なアプローチ」及び「こどもの居場所確保への重点的なアプローチ」の観点で支援を行う。
		社会福祉部 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じて、全戸訪問や教育相談、適応指導教室等の支援を実施する。 	
	市民生活部 健康医療対策課			
	佐渡市教育委員会	学校教育課 (小・中学校含)		
		社会教育課		
団体外 ／ E関連	一般社団法人ジエイズ 代表理事 武田信子氏	—	<ul style="list-style-type: none"> 適切な支援（アウトリーチ型施策（デジタル、非デジタル））に関する助言を行う。 	
	新潟県中央児童相談所 佐渡駐在所	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護等の各種施策を実施する。 	同左	
	佐渡市要保護児童対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間での情報の交換と支援の協議を行う。 	同左	
	一般社団法人 潟上未来会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども第三の居場所を運営する市内民間事業者。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に支援が必要な子どもや家庭に関して、関係組織と情報を連携し居場所の提供に協力する。 	

1 4 . 検 証 項 目 に 係 る 検 証 方 法

公募要領の「2 - 1 (2) 事業の目的」に記載されている、検証項目について、想定する検証方法を以下に示す。

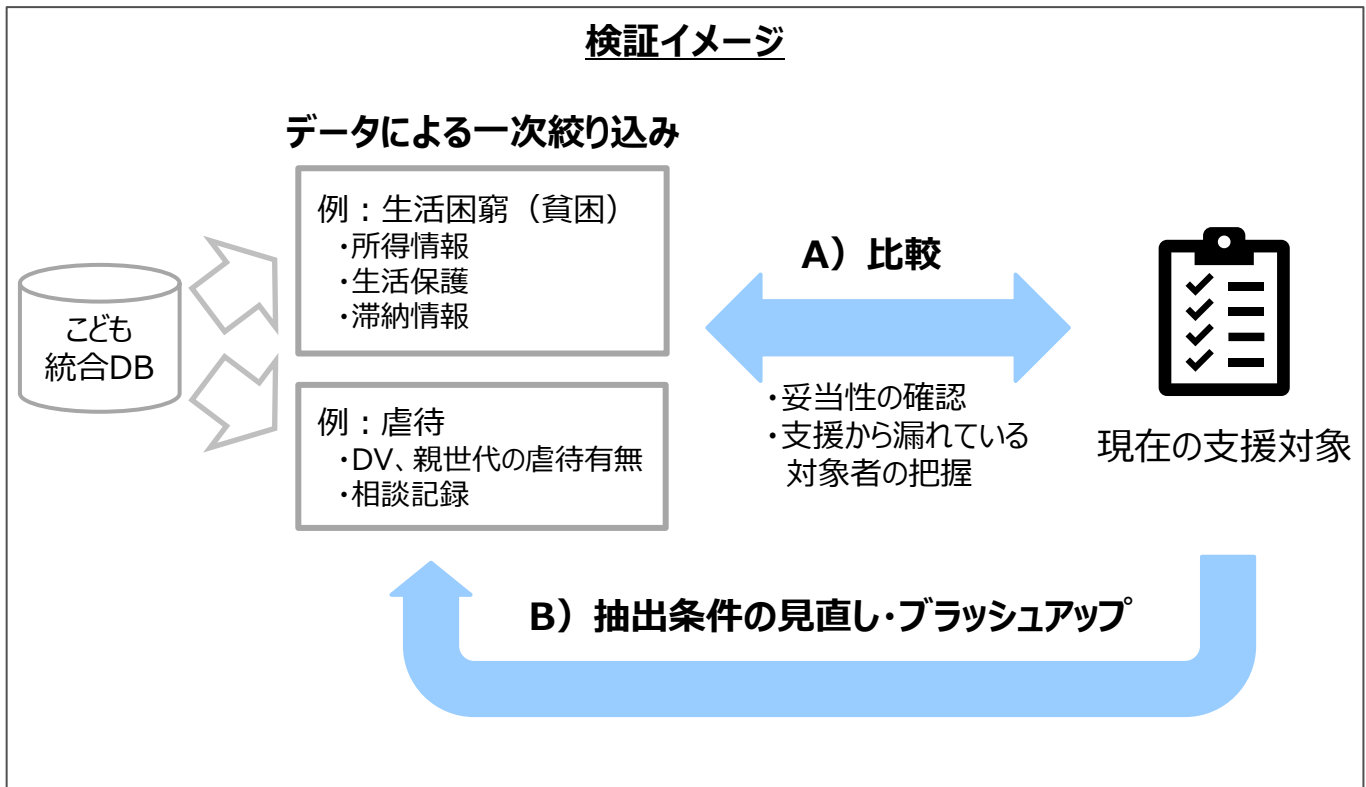
(1) 潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類との関連性及び連携方法を明らかにする

<検証方法>

公募要領「2 - 1 (3) 実施内容」における【前段の取組】として、令和5年度に検証する。

① 支援を必要とする子ども・家庭の早期発見に有効なデータ項目に関する検証

- A) 虐待、貧困等との関連性が高いと想定されるデータ項目をもとに、データによる一次絞り込みを行った結果と、「現に支援対象となっている子ども」との比較を行い、データによる一次絞り込み結果の妥当性を確認する。
- B) データによる一次絞り込みの精度を向上するための条件、人が絞り込みを行うことが要求される内容について整理して、抽出条件の見直し・ブラッシュアップを行う。人が絞り込みを行う作業については、作業負担を軽減するための方法等を検討する。



1 4. 検証項目に係る検証方法

公募要領の「2 - 1 (2) 事業の目的」に記載されている、検証項目について、想定する検証方法を以下に示す。

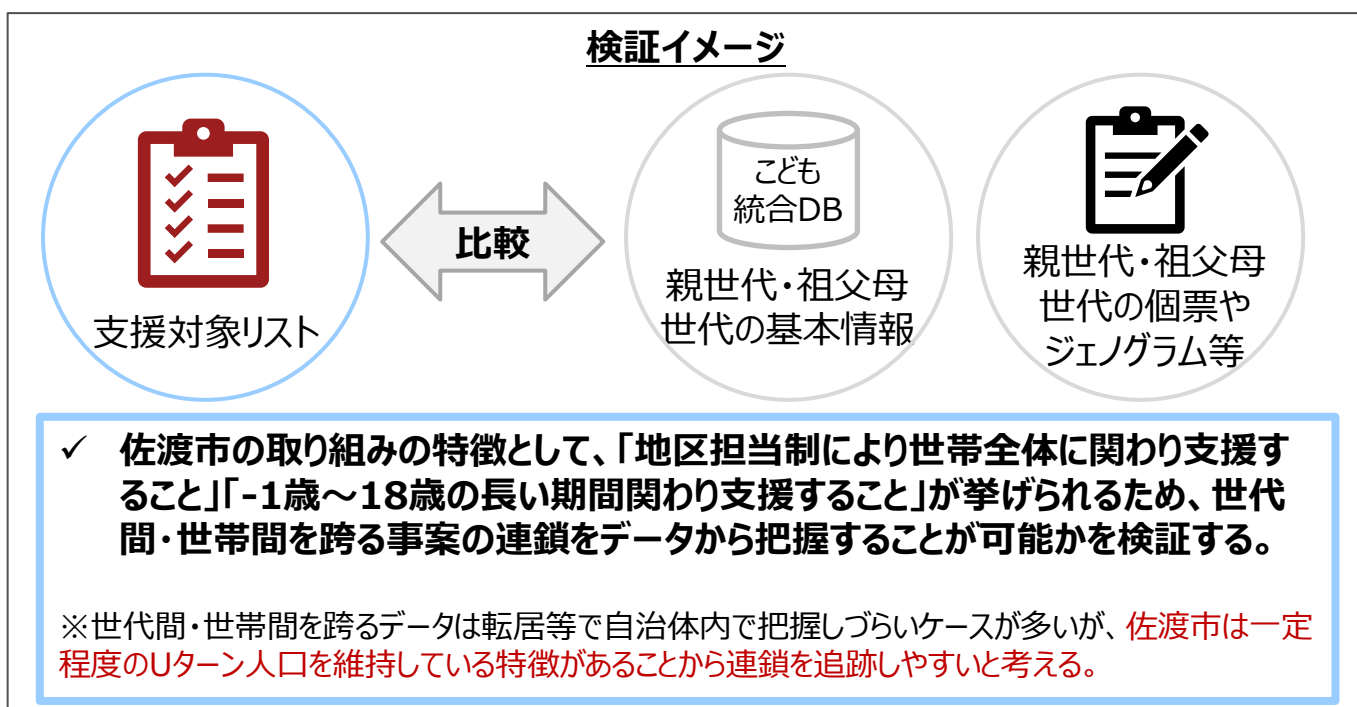
(1) 潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類との関連性及び連携方法を明らかにする

<検証方法>

公募要領「2 - 1 (3) 実施内容」における【前段の取組】として、令和5年度に検証する。

②『縦の連鎖』『横の連鎖』に対するデータからの把握可能性に関する検証

- 「子ども統合DBに収集した基本情報」ならびに世代全体・世帯全体に関わり蓄積した「親世代・祖父母世代の個票やジェノグラムや経過記録等（Excel・Word文書）」を活用し、支援対象リスト上の子どもと比較検証し、『縦の連鎖の有無（困難な状況の世代を跨る事案及びそのリスク）』『横の連鎖の有無（ステップファミリーにおける困難な状況の発生事案及びそのリスク）』を確認する。



③『子ども統合DB』の考え方（データ連携方法等）

- データ連携元である庁内業務システムとのデータ連携方法について、庁内業務システムに備わっているオンライン画面からのデータ抽出機能を用いて、職員またはシステム保守事業者がデータ抽出を行い、子ども統合DBにデータを格納する。
- 小規模市町村のデータ連携の方法として、バッチ機能によるデータ連携ではなく、上記の方法を採用することについて、主に、運用面での制限事項等について、一覧で整理を行う。

1 4. 検証項目に係る検証方法

公募要領の「2 - 1 (2) 事業の目的」に記載されている、検証項目について、想定する検証方法を以下に示す。

(2) 潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県等）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報の取り扱い等について整理する

＜検証方法＞ 公募要領「2 - 1 (3) 実施内容」における【前段の取組】として、令和5年度に検証する。

新潟県中央児童相談所佐渡駐在所、および、総合医療介護連携システムとのデータ連携について、オンライン画面からのデータ参照による連携を想定する。

総合医療介護連携システムのように、自治体職員が主たる利用者として閲覧することが前提として設計されていない画面については、情報を取得するにあたり、体制面でどのような考慮が必要であるか、また、システム以外の部分で補完等が必要な仕組み等について、整理する。個人情報の取り扱いについては、情報を閲覧する自治体側の立場で考慮すべき事項を、一覧で整理する。

1 4. 検証項目に係る検証方法

(3) データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込みや支援のために共有することが望まれるデータ項目やその共有のタイミング・方法等を整理する。

＜検証方法＞ 公募要領「2-1(3)実施内容」における【前段の取組】および【後段の取組】として検証する。

【前段の取組】としては、人による更なる絞り込みや支援のために共有することが望まれるデータ項目について検討するものであり、前項(1)の検証内容に含める。

【後段の取組】としては、令和6年度に、支援のための共有のタイミング・方法等について整理する。

こどもおよびこどもを取り囲む生活環境の変化が、こどもが困難を抱えるきっかけとなることが少なくないと考える(例: 出産、入学、卒業)。こどもおよびこどもを取り囲む生活環境が変わるタイミングを、データ項目等から予め捉えることを可能とするような仕組みを検討し、アウトリーチの連携先部門に応じたデータの提供頻度、公開範囲の制御等について、アウトリーチの連携先部門との意見交換内容等をもとに、一覧で整理する。

(4) 関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理する。

＜検証方法＞ 公募要領「2-1(3)実施内容」における【後段の取組】として、令和6年度に検証する。

実施体制に示す関係者に対して、アンケートおよびヒアリングを行い、課題等を一覧で整理する。

あわせて、従来の支援件数の推移と、本実証を経ての支援件数の定量的な差異の有無とその要因を考察し、連携体制において改善できる要素を抽出、一覧で整理する。

15. 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

実証事業で発生、取得した財産等の帰属先については、原則として以下の通りとし、採択団体と参画事業者間で個別に帰属を確認するものとする。

- 有形固定資産については、採択団体に帰属するものとする。
※主に実証上で取得した機器を想定。
- 無形固定資産については、参画事業者に帰属するものとする。
※主に実証上で作成、使用したプログラムやソフトウェアを想定。

16. 令和6年度の実証事業計画（予定）

令和5年度の実証結果を踏まえて、令和6年度の実証に取り組む。

<想定スケジュールと実施内容>

前段の取り組みの続き

令和5年度の実証結果を受けて、こども統合DBで収集するデータ項目や、データ連携による一次絞り込みの条件等について、見直しが必要であった場合に、その対応を実施する。

想定実施時期：令和6年4月～6月

後段の取り組み

前段の取り組みであるデータ連携による絞り込みの結果を踏まえ、当該のこどもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、各関係機関にて提供可能な支援内容と、支援が必要なこどものニーズを照らし合わせて、アウトリーチ型の支援を本事業で取り組む。

・各関係機関への計画説明

想定実施時期：令和6年5月～6月

・アウトリーチ実証

想定実施時期：令和6年7月～令和7年2月

アウトリーチの担い手となる関係機関が、互いに連携しない場合は、実証実施の期間が重複しないように時期を調整する。

その他

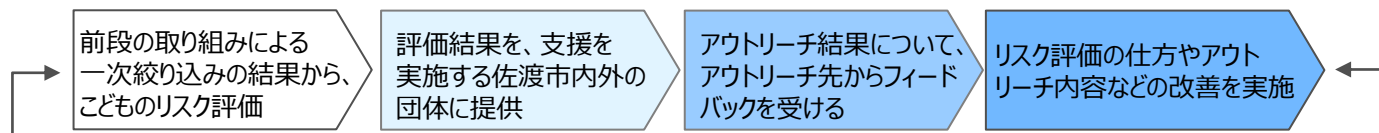
- ・「親子のための相談LINE」「佐渡市公式LINE(令和5年度に機能拡張予定)」等を活用し、こどもの声を相談、アンケート等で取り入れ施策に活かす取り組みを検討する。
- ・GIGAスクール構想における学習用端末等を利用したセルフモニタリングアプリを活用しこどものメンタルヘルスデータを連携し分析する方策を検討する。

令和6年度実施スケジュール

実施内容		令和6年度			
		1Q	2Q	3Q	4Q
マイルストーン			★実証開始	★報告書提出（中間）	★報告書提出（最終）
		←こども家庭庁への事業実施状況の報告（毎月2回以上）→			
前段の取り組み	テスト環境構築（テストデータ）	統合DB・BI見直し			
	現地環境構築 サーバ等環境構築		現地データ投入		
後段の取り組み	関連部門との協議	計画説明			
	アウトリーチ実証（佐渡市内部の関係各課）		研修 実証実施		
	アウトリーチ実証（佐渡市外部の各種団体）			研修 実証実施	
	報告書作成			執筆	執筆

※アウトリーチ実証の進め方

以下を実証期間内に複数回実施し、アウトリーチ先からのフィードバックを元に改善する。



17.3-3項を参照し本事業に必要な経費の一覧 (「費用内訳・予定額(令和5年度)」の様式)を提出すること

■見積経費

72,700,000円(税抜)

■内訳

No	区分	費目	小計(円)
1-1	データ連携のためのシステムの整備・改修役務の費用	統合DB構築：現地インフラ構築	4,312,000
1-2		統合DB構築：本番データ連携	23,694,000
1-3		統合DB構築：BIツール構築	14,563,000
1-4		統合DB構築：HW・SW費用	7,166,000
2-1	データ連携により発見した潜在的に支援が必要なこどもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	—	3,167,000
3-1	効果の検証等に必要な経費	—	9,257,000
4-1	本事業の実施にあたり直接必要となる経費	報告書作成、旅費、一般管理費	10,541,000
—	合計(税抜)		72,700,000

補足説明資料.

佐渡市におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

(1) 第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画について

(1) - 1 計画策定の背景

市の重要課題となっている人口減少、少子高齢化において、働き方改革、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、子育てしやすい社会の実現のため、子どもと子育て家庭の視点に立った子育て支援が必要となっている。社会的、経済的状況に関わらず安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、生命の誕生から社会人として巣立つまで一貫して温かく見守り支える地域づくりを目指し、質の高い教育・保育及び子育て支援事業を計画するために佐渡市子ども・子育て支援事業計画を策定した。

(1) - 2 施策体系と方向性

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現及び子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的としており、子ども子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、成育基本法を元に、子どもから大人まで切れ目のない支援を行う。

第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画 施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
子どもが元氣な佐渡が島 たからしま く子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島く	1 子育て ～すべての子どもが健やかに育つ環境づくり～	1 教育・保育の量の確保と質の向上 2 子どもや母親の健康の確保と成育医療の推進 3 親子で遊び学べる場の提供
	2 親育ち ～安心して子育てできる環境づくり～	1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備 2 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実 3 仕事と子育ての調和
	3 地域育ち ～地域における子育て支援の充実～	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 保育サービスの充実 3 地域との連携ネットワーク 4 安心して外出できる環境の整備 5 仕事と子育ての調和
	4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	1 すべての子どもを受け入れる環境づくり 2 児童虐待防止対策の充実 3 障がいある子どもとその家族への支援 4 ひとり親家庭等への支援 5 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

補足説明資料.

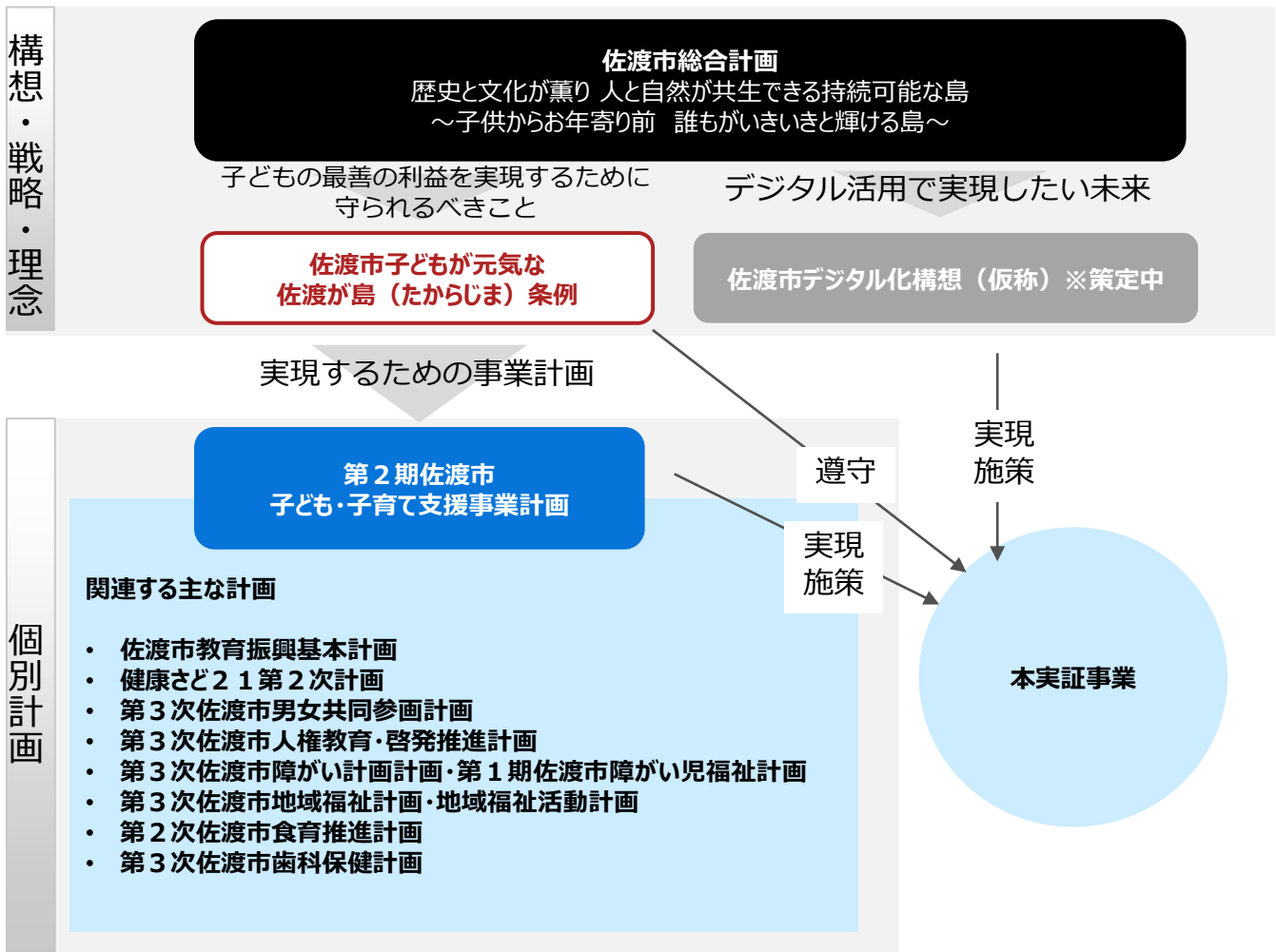
佐渡市におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

(1) - 3 推進体制

子どもや子育てに関わる様々な人と組織等の連携、行政との連携・接続を促進すると共に、庁内の所管課との横断的な取り組みを強化する。また、障がいのある子どもや要支援児童への対応など、専門的な支援を必要とするときは、県等と連携・調整を図り、より充実した取り組みを進める。

(1) - 4 計画の位置づけ

佐渡市子ども・子育て支援事業計画の位置づけと、本実証事業との関係性は下図の通り。



補足説明資料.

佐渡市におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

■ 佐渡市総合計画

令和4年3月に策定した当市の最上位計画。

笑顔と長寿の明るい島を将来像として、一人ひとりが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくりを基本目標としている。子育て支援の充実を図り、地域における子育て支援サービスの充実、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実、配慮を必要とする子ども・家庭への支援を更に展開していく計画となっている。

■ 佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例

令和4年3月に制定された未来の佐渡を担うこどもが健やかに成長できる佐渡が島（たからじま）の実現を目指す理念条例。

本条例では、虐待、貧困、不登校等をはじめとする困難な状況下にあるこどもへの支援・連携体制のさらなる強化を重点項目に掲げている。また、調査研究への積極的な参画についても言及している。

～条例施行規則より抜粋～

- ✓ **市は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待予防及び早期発見**
その他子どもの虐待をなくすために必要な施策を講じるものとする。
- ✓ 市は、**虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し**、決して尊い命が奪われることがないように、一人一人に寄り添った迅速な対応を行うとともに、保護者への適切な支援を行うなど、必要な策を講じるものとする。
- ✓ **市は、保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもり**に関する問題解決のために必要な施策を講じるものとする。
- ✓ 市は、**家庭の経済状況**によって子どもの将来が左右されることのないよう、子どもが健やかに成長するための環境整備に必要な施策を講じるものとする。
- ✓ 市は、施策の推進に関し、必要に応じて**調査及び研究を行う**ものとする。

■ 佐渡市デジタル化構想（仮称・策定中）

佐渡市総合計画に掲げる施策の実現に資するために「手段としてのデジタル化」のビジョンを示すもの。「**組織間の情報連携**」を福祉分野の重要テーマとし、2030年までに実現したいデジタル活用ビジョンとして「**垣根を越えた地域ぐるみの子育て**」掲げる考え。従来は連携できなかったデータ連携に取り組むとともに、オンラインでの相談や地域内・地域間での相談・連携ができる環境構築を目指す。

補足説明資料.

佐渡市におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

佐渡市で展開しているこども・子育て関連事業のうち、本事業に関連するものを一部抜粋した。

基本目標	基本施策	事業名	事業概要	所管	
教育・保育の量の確保と質の向上	教育・保育の量の確保と質の向上	心の教室相談員配置	自分を大切にでき、他人を思いやることのできる教育活動の推進。	教育委員会 学校教育課	
		地域との連携ネットワーク	佐渡市の小中学校に学校運営委員会を設置し、学校と地域の連携を推進。	教育委員会 学校教育課	
		ICT整備	ICT教育推進のため、小中学校にICT機器を計画的に整備する。	教育委員会 学校教育課	
		園等巡回支援	保育園等への巡回訪問を実施し、発達障がい児や気にな子ども若者課（子ども若者課）	子ども若者課（子ども若者課）	
		子どもが元気な佐渡が島(たからじま)子育て応援宣言	子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育てる環境づくりを目指した子育て応援事業(施策)の実現をし、佐渡市の子育て支援をさらに充実させる。	子ども若者課	
	子育て	子どもや母親の健康確保と育成医療の推進	妊産婦訪問指導	医療機関と連携し、妊娠中、産後の健康管理を支援する	健康医療対策課
			妊婦保健指導	両親が出産、育児に必要な情報を得られ、気軽に相談できる体制を作り、市道・相談を実施。(パパ・ママセミナー、プレママカフェ)	健康医療対策課
			新生児・乳児訪問	早期訪問により母乳育児の推進を図ると共に、親の育児を支援する。	健康医療対策課
			乳幼児健診	発育・発達の確認により、異常の早期発見、早期治療に結び付ける。また、親が安心して育児できるように励ますと共に仲間作りの場とする。	健康医療対策課
			歯科保健推進	乳児検診の会場や保育園、幼稚園参観日などに、歯科衛生士や歯科指導や相談を実施。	健康医療対策課
子どもの予防接種			こどもの健康を守り、周りへの集団感染を防ぐための適切な予防接種の実施を進める。	健康医療対策課	
乳児家庭全戸訪問			乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供と育児不安の軽減を図る。	健康医療対策課	
子どもの医療費助成		子育て世帯の医療負担軽減を目的とし、医療費の一部及び入院に係る医療費全額を助成する。	子ども若者課		
親子で学び遊べる場の提供		子育て支援センターの設置・運営、子育てグループ等の育成支援	子育て支援の拠点として育児相談や育児サークルの育成・支援、子育て関連の情報を提供することにより、子育てに関する不安等の解消を図る。また、地域との関わりや、世代間交流の場として、こどもを連れて気軽に行けるプレイスポットなどの情報を整理し、提供する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	
親育ち		子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実	子育て支援情報の作成、配布	子育て支援情報や子育てサークルの活動紹介など、配布することにより、子育ての当事者の仲間作りを進め、子育てに関する不安の解消を図る。	子ども若者課
	ペアレントトレーニング(子どものパワーに負けない子育てが楽しく、楽になるペアレントトレーニング)		こども(発達障がい児等)への接し方を学ぶことで、親子がともに成長できるよう支援する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	
	ママになるための子育て講座		子育てへのスキルを高めることにより、親としての自信がつくよう支援する。親同士の仲間づくりやこどもへの対応方法を学ぶことで虐待の予防を図る。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	
	子どもが元気な佐渡が島(たからじま)		佐渡市に住所を持つこどもが生まれた世帯に祝い金を贈り、新しい命が生まれて誕生してきてくれたことに全島を挙げてお祝いする。	子ども若者課	
	子育て支援センター充実		育児についての不安や悩みを相談できる場、同世代のこどもを持つ親同士のピアサポートの場として、子育ての悩みや情報交換することにより、前向きな育児を支援する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	
	子育て・親育ち学級		子育てを通して楽しく学び、交流を深めてもらう情報交換の場を提供する。	教育委員会 社会教育課	

(続きは次ページ)

補足説明資料.

佐渡市におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

(前ページ続き)

基本目標	基本施策	事業名	事業概要	所管
地域育ち	地域における子育て支援サービスの充実	トキの島 ファミリサポートセンター	子育てをお手伝いして欲しい方(依頼会員)と子育てをお手伝いしたい方(提供会員)が会員登録し、お互いに助け合う地域の子育てサポート組織。提供会員の人材育成を行うと共に制度の周知を図る。	子ども若者課
		放課後児童クラブ	共働きやひとり親家庭などのこどもが楽しく有意義に過ごせる放課後の生活の場所を設置し、児童指導員が健康・安全・情緒面に配慮しながら遊びを主とする自主的な活動を指導する。	子ども若者課
		子育てエンジョイカード	子育て家庭へ、協賛店で提示すると割引や特典などのサービスを受けることができる。家庭の経済的負担の軽減を図り、地域全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る。	子ども若者課
		保育料2人目以降無償化	子育て家庭の就労と子育ての両立を支援するため、多子世帯の経済負担の軽減を図り、園児2人目以降の無料化を実施するとともに、対処児童の拡充を検討していく。	子ども若者課
	地域との連携ネットワーク	しまびと元気応援団	「こどもは宝」をキーワードとして、子育て、親育て、地域づくりについて関係機関、団体との連携を図る。	健康医療対策課
		青少年健全育成活動	佐渡市こども会活動を充実させ、地域・家庭・学校が連携・協力し、青少年の健全育成に努める。	教育委員会 社会教育課
	安心して外出できる環境の整備	子どもがつかぐ地域の居場所づくり	公共施設の空きスペースや、商店街の空き店舗等を有効活用して、気軽に集まれる場づくりを実施する。	子ども若者課
配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	すべての子どもを受け入れる環境づくり	障がい児保育	保育園の特別学級の設置・運営等、障がい児に対する園児や保護者の正しい理解を促進する。	子ども若者課
		就学支援	経済的な理由で、就学、進学が困難な家庭に対して就学支援を行う。	教育委員会 学校教育課
		就学相談・介助員配置	一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導の充実を図る。	教育委員会 学校教育課
	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策協議会	こども若者相談センターが虐待通告・相談窓口となり、関係機関と連携してここに応じた対応・支援を行う。虐待を許さない、見逃さない地域づくりのため、関係機関と連携して予防活動に取り組む。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
		養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対して訪問し、支援することにより虐待の防止を図る。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
	障がいのある子どもとその家族への支援	児童発達支援(療育教室)	発達気がなる幼児に小集団で社会性やルールを学ばせ、個の能力を伸ばすと共に保護者支援を行う。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
	ひとり親家庭等への支援	母子生活支援施設	母子家庭やそれに準ずる状況にある母子が一緒に入所して生活の安定と自立を目指す。	子ども若者課
		生活困窮者等学習支援事業	ひとり親や生活困窮世帯の児童に対し、学習や生活習慣の定着に向けた支援を行う。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
		ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化(就労支援)	こどもの健康を守り、周りへの集団感染を防ぐための適切な予防接種の実施を進める。将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の世代間連鎖を解消するために、労働支援員を配置する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
	配慮を必要とする子ども、家庭への支援	教育相談	特別支援教室、就学相談、就学指導係の教育相談の実施する。	教育委員会 学校教育課
		ひきこもり対策	適応指導教室の運営、不登校児童生徒訪問指導の実施する。	教育委員会 学校教育課
		ひきこもり対策	こども若者相談センターが相談窓口となり、関係機関と連携して当事者の状況に合わせて支援する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）
外国にルーツのある子ども・家庭への支援		佐渡市の子育て支援について理解を深め、外国と繋がるこども・家庭に対し、寄り添い支援を進める。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	
	子ども若者相談、支援	発達段階に応じた支援が必要な妊娠期から39歳までのこども・若者を対象に、総合相談窓口を設置し、関係課、関係機関と連携して、横断的かつ継続的な支援を行うことにより、社会の一員として次代の佐渡を担う若者を育成する。	子ども若者課（子ども若者相談センター）	